

令和4年1月12日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
公衆衛生担当理事 今井 一登

追加接種における例外的接種に係る基本方針についてに関する補足について

神奈川県医師会より通知が参りましたのでお知らせします。

【こちらの件の問い合わせ先】鎌倉市医師会コロナウイルスワクチン予防接種担当 広崎 繁雄
TEL : 0467-22-1245 Mobile : 090-8476-1245 Mail to : kcma.yoboseshu@kcma.jp

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室

令和3年12月21日県事務連絡「追加接種における例外的接種（前倒し接種） に係る基本方針について」に関する補足について

標記の件について、令和3年12月21日付県事務連絡の一部記載について市町村から問い合わせがありましたので、改めて、次のとおり補足させていただきます。

<補足の箇所>

前倒し接種の対象となる「医療従事者等」の範囲の下線文中について「本県として、前倒し接種の対象者とする「医療従事者等」については、高齢者施設等の入所者への接種を行う従事者に限定せざるを得ないことをご理解くださいますようお願いいたします。」

<補足内容>

令和3年12月17日付厚労省事務連絡「初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナウイルスワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について」が示されましたが、前倒し接種のためのワクチンの追加供給は令和4年2月以降に配分されることとなっています。

一方、12月16日に開催した感染症対策協議会において、「特にクラスターの防止が医療逼迫回避に重要であることから、高齢者施設へのワクチンの早期の追加接種が必要」としています。

そこで、ワクチンの前倒し分の追加供給がない12月、1月において、取り急ぎ県大規模会場にある初回接種の残余ワクチンを有効活用することとしております。

こうした中、残余ワクチンにも限りがあるため、前倒しに伴う各市町村へのワクチン供給について、限定せざるを得ないので上記のとおり説明をしたものです。

このため、前倒し接種の対象者は、あくまで国と同様であり、県が限定した方以外の前倒し接種を妨げるものではないことを改めて補足の説明させていただきます。

（ 問合せ先
ワクチンチーム
電話 045-285-0716（直通） ）